

厚木市自治基本条例の制定を考える市民会議

市民会議 A分科会（臨時会） 議事要旨

- 1 開催日時 平成21年7月17日（金） 午後7時00分～午後9時00分
- 2 開催場所 厚木市役所3階第1会議室
- 3 出席者 A分科会メンバー6人（欠席5人）、市自治基本条例担当副主幹、ファシリテータ

4 議事次第

（1）分科会での検討

5 議事の概要

（1）提言書（たたき台）の検討

「住民自治の基本原則」

- ・「住民自治の基本原則」は、意見交換会等で議論されかなり整理されている。市民会議メンバーから指摘された「～の原則とする」の文言については、すでに修正してあるので完了と思われる。

- ・「住民」と「市民」の言葉について誤解を招くので、「住民自治」という表現を「市民自治」に修正する。

「参加の原則・協働の原則」

- ・(1)の後段に、「市民参加の機会はすべての市民が公正公平に享受する。また積極的に自発的に自治に参加できなければならない。」と追加する。

「情報公開・情報共有の原則」

- ・(4)は具体的な制度内容なので、制度の項目に入れることが前回、確認された。

「説明責任・意思決定の原則」

- ・(2)の「意思決定に参加する権利を有する」とは、議会の意思決定に市民が参加することはできないのではないか。

- ・議員は、市民に選ばれた代表として議会で意思決定している。議会の意思決定に市民が参加するという表現は不適切ではないか。

- ・あくまでも議会は最終的な意思決定の場であり、その前段階で、市長・執行機関が意思決定するに際しての参加ということではないか。

- ・「議会」が「市政の企画・立案…」という表現もおかしい。議会は最終意思決定機関であって、その前に市民が色々と「市政の企画・立案…」に参加できる仕組みをつくるべきで、議会、執行機関の役割は違うのに対等として扱っていることが内容を混乱させているのではないのか。

- ・(2)の表現から「議会」を削除する。

「個人情報保護と活用」

- ・この規定のポイントは、「執行機関」の個人情報保護については条例で定められているが、問題は自治会・NPOなどが市民活動における個人情報の保護と活用についてどのように規定するか。また、個人情報の保護に対する過剰反応に対して、災害時などの個人情報の適切な活用の必要性をどのように規定するか。

- ・ファシリテータ案の(4)の市民活動における個人情報保護に関するルール化・ガイドラインまで言及できるのかどうか。

- ・「個人の許可を得て公開する。」とあるが、個人が行方不明の場合、その個人から許可を得るのは出来ないのではないか。

- ・実際には「事前に許可を得る」ということではないか。
- ・(4)を削除し、「災害時を含む、個人の安否確認や保護支援の必要なための情報の公開は、個人の許可を得て公開する」を追加する。

行政運営の基本原則

- ・市民会議メンバーの「執行機関は必要に応じて市民等との調整を行う役割」を追加する意見は、執行機関が市民等との調整をする役割はおかしいのではないか。
- ・また、執行機関は、プライマリーバランス、基礎的財政収支のバランスがない限り、良い行政はできないので、原案通りでよいと思う。
- ・「満足度」とは、何についての「満足度」か。進捗状況などチェック機能が働けば十分ではないのではないのか、満足度で図っても市民は決して満足しない。
- ・行政に経営的発想を取り込むことで「顧客思想」「成果重視」というアメリカ型ガバナンスを意識した文言。最近では地方自治においても自治体運営に民間の発想を取り入れられている。明らかに財政難の行政はこのような発想を取り入れなければ立ち行かないことが多い。
- ・中央集権から地方分権に権限や財源が移譲される過渡期で、中央から来た権限・財源を地方に任せると仕事が増え人材が必要になる。その為、中央から地方に人材を配分してほしいと思っている。そういう状況での健全なる自治体運営というのは、自らの地域に目配りし、市民から良い知恵を出してもらう段階だと思われる。
- ・行政は、税金でまかなわれるものなので、収支バランスの健全性も重要ではあるが、それを使って「市民の幸せ」が達成できなければいけない。ここの部分は原則なのでこれでよいのではないのか。

総合計画の位置付け

- ・基本構想は議決をするが基本計画・実施計画には議決しない。地方自治法上の基本構想は明確な定義がなく、どこまでを基本構想とみるのか。最近では基本計画まで議決する自治体もある。
- ・基本計画・実施計画については明確な定義がなく、条例ではっきりさせないと意味がわからないのではないのか。

総合計画等の計画策定への市民参加

- ・市民意見提出手続（パブリックコメント制度）の手続きは明確化されてはいるが、その他の参加の制度がはっきりしていないのではないか。
- ・地域コミュニティ（自治会）ごとの政策展開や参加の取り組みをどうしていくのか意見を入れ込むべきではないか。
- ・重要な事業や大型プロジェクトなどの情報を公開・共有をして、事業の決定への参加を求めるのは手続きの一種だといえるのでは。
- ・「市長」「執行機関」の文言の使い分けを整理する必要がある。

執行機関の組織

- ・「～組織を形成する。」の主語は「市長」ではないか。語尾が「～できる組織でなければならない。」であれば主語は執行機関。

市民の「意見」「要望」「苦情」への対応

- ・(5)の「意見への対応」は政策提案制度であって、これは別項目で考えたほうが良いのではないか。
- ・例えば、市民会議等の政策提言の仕組みがどこにも記述がないのではないか。
- ・例えば、「市長への声」は、市長に個人的に意見が届き、市長が回答するという仕組みで(5)の一つの手法である。
- ・アンケートから出てきた提案等を含め、市民の意見・提案を各部門・内容に振り分け統合し、個々の計画を作っていく時の基礎的なデータとして生の声を集約しているところや、「市民提案バンク」としてインターネットで市民が閲覧できるような仕

組みを整備している自治体もある。

- ・議員が市民に呼びかけて意見をつのり、議員が議会に提案し、議員立法を作るような仕組みも可能性としてあるかもしれない。